

旅行者に対する処分の一覧表

別添

No	旅行者の概要				不利益処分の 内容	根拠となる 法令	不利益処分の原因となる事実
	登録番号	旅行者名	代表者	本社住所			
①	観光庁 長官登録 第545号	(株)西日本新聞旅行	才木 剛	福岡県福岡市中 央区天神1丁目4 番1号 西日本新 聞会館14階	令和7年3月26 日～4月3日まで の9日間の業務 停止(本社営業 部)	旅行業法第 19条第1項	令和6年4月21日から同月23日に実施した貸切バスを利用した旅行において、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送を行った貸切バスを手配し、道路運送法第20条に違反するサービスの提供を受けることをあつせんした(旅行業法第13条第3項第2号違反)。
②	観光庁 長官登録 第2053号	近畿日本ツーリスト (株)	瓜生 修一	東京都新宿区西 新宿二丁目6番1 号	令和7年3月26 日～4月3日まで の9日間の業務 停止(岐阜支 店)	旅行業法第 19条第1項	令和6年5月30日に実施した貸切バスを利用した旅行において、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送を行った貸切バスを手配し、道路運送法第20条に違反するサービスの提供を受けることをあつせんした(旅行業法第13条第3項第2号違反)。